

平成21年版 自主点検表（指定福祉用具貸与事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令	確 認 書 類 等	確 認 結 果
第1 基本方針	<p>指定福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 <p>（特に留意すべき点）</p> <p>利用料、損害賠償、勤務体制、衛生管理、福祉用具の返品・交換及び調整</p>	<p>法第73条第1項 平11厚令37 第193条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ※定款、寄附行為等 ※運営規程 ・パンフレット等 	
第2 人員に関する基準		法第74条第1項		
1 専門相談員の員数	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上となっているか。</p>	<p>平11厚令37 第194条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 	
2 管理者	<p><u>常勤換算方法</u>：（総従業者の1週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。））</p> <p><u>勤務延時間数</u>：サービス提供、準備、待機時間を含む</p>			

	<p>(2) 専門相談員は介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者若しくは都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっているか。</p> <p><u>指定講習会</u>：「福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱」（平11老437）により指定した講習会</p> <p><u>指定講習会と同程度以上の講習</u></p> <p>①「ホームヘルパー養成研修事業実施要項」（平7老計116）にいうホームヘルパー養成研修1級課程及び2級課程</p> <p>②当該指定を受ける前、又は受けた際に実施している講習であって、上記指定要綱に定める講習カリキュラムと同程度以上の講習カリキュラムのもの</p> <p>③その他指定講習会と同程度以上の講習</p> <p>なお、指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p> <p>①指定介護予防福祉用具貸与事業所</p> <p>②指定特定介護予防福祉用具販売事業所</p> <p>③指定特定福祉用具販売事業所</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p>	<p>平11厚令37第194条第1項</p> <p>平11厚令37第194条第2項</p> <p>平11厚令37第195条</p>	<p>※各種免許証及び修了証</p> <p>・職員の履歴書</p> <p>・職員勤務表</p>
2 管理者			

<p>第3 設備に関する 基準</p>	<p><u>常勤</u>：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。</p> <p>なお、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p><u>専ら</u>：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。</p> <p>サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。</p> <p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>{設備については全て現場確認}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を行うための専用の区画が設けられているか。 ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目が確保されているか。 ・福祉用具の保管、消毒及び利用申し込みの受付、相談のため、それぞれ必要なスペースが確保されているか。 	<p>法第74条第2項</p> <p>平11厚令37 第196条第1項</p>	<p>※運営規程</p> <p>※事業所の平面図</p> <p>・設備、備品台帳</p>	
-------------------------	--	---	--	--

<p>第4 運営に関する 基準</p>	<p>(ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しなくとも差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者に委託した場合は、福祉用具の保管又は消毒が適切に行われることが担保されているか。 <p>(2) (1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 清潔であること。 ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 <p>② 福祉用具の消毒のために必要な器材当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔に保管しているか。 ・既に消毒又は補修したものとそれ以外のものに保管室を別にするか、衝立等を利用するなどにより両者が明確に区分されているか。 ・消毒機材は適切な消毒効果を有するものとなっているか。 <p>なお、指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、当該事業に係る設備に関する基準を満たすことをもって、設備基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>平11厚令37 第196条第2項</p> <p>平11厚令37 第196条第3項</p> <p>法第74条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業者との委託契約書 ・保管に関する記録 ・消毒に関する記録 	
-------------------------	---	---	--	--

<p>1 内容及び手続の 説明及び同意</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 <p>重要事項：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①運営規程概要 ②専門相談員等の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤その他 	<p>平11厚令37 第205条準用 (第8条)</p> <p>準用（平11老 企25第3の1の3 (1)）</p>	<p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③適切な福祉用具を提供することが困難である。 	<p>平11厚令37 第205条準用 (第9条)</p> <p>(平11老企25第 3の1の3(2))</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿
<p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域、取扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第10条)</p>	

	<p>与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供依頼書 ・ 連絡、紹介に関する記録 	
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者資格 ②要介護認定の有無 ③要介護認定の有効期間 	平11厚令37 第205条準用 (第11条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 	
	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定審査会意見が記載されている場合は、どのように配慮しているか。 	平11厚令37 第205条準用 (第11条第2項) (法第73条2項)	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票 ・ 利用者に関する記録 	
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	平11厚令37 第205条準用 (第12条第1項)		

	<p>・必要な援助とは</p> <p>①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。</p> <p>②利用申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか申請を促す。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>・更新の申請は有効期間が終了する60日前から遅くとも30日前の間にはなされるよう必要に応じ援助を行っているか</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第12条第2項)</p>	<p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>・利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第13条)</p>	<p>・利用者に関する記録</p> <p>(※居宅支援経過)</p> <p>(※サービス担当者会議の要点)</p> <p>(※サービス担当者に対する照会(依頼内容))</p>
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第14条第1項)</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に関する記録
	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の提供の終了に当たって、利用者等に適切に指導を行い、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 	<p>平11厚令37 第205条準用 (第14条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に関する記録
<p>8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>法定代理受領サービスを受けていないケースがあった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明を行っているか。 ・居宅介護支援事業者に関する情報提供を行っているか。 <p>(受けるための要件)</p> <p>居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第15条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(利用者の届出書) ※居宅サービス計画書(1)(2)

	依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、その居宅サービスに基づく指定居宅サービスを受けること。		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しているか。	平11厚令37 第205条準用 (第16条)	※居宅サービス計画書(1)(2)(3) ※サービス提供票 ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 {居宅サービス計画の変更を希望する場合} ・居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 ・法定代理受領サービスとして提供するためには支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	平11厚令37 第205条準用 (第17条)	※居宅サービス計画書(1)(2) ※サービス提供票 (変更の確認) ・利用者に関する記録
11 身分を証する書類の携行	(1)指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 ・身分を明らかにする書類、名札等を携行しているか。 ・提示する旨をどのように指導しているか。 また、どのような方法で指導を行っているか。(いつ、誰が) (2)証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の名称、当該専門相談員等の氏名の記載があるか。 ・事業所の名称、氏名が記載されているか。(写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。)	平11厚令37 第205条準用 (第18条) 準用 (平11老企25第3の1の3(8))	・実態確認 ・就業規則 ・業務マニュアル ・実物確認
12 サービスの提供の記録	(1)指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供開始日及び	平11厚令37 第205条準用	

	<p>終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供開始日及び終了日並びに種目及び品名が記載されているか。 ・居宅介護サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>(第19条第1項)</p> <p>平11厚令37 第205条準用 (第19条第2項)</p>	<p>※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画書 (1) (2) ・業務日誌</p>	
13 利用料等の受領	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1割相当額の支払いを受けているか。 ・法第50条若しくは第60条（災害等により費用の1割負担が一時的に困難な利用者については保険給付率を「9割超10割以下の範囲内で市町村が定めた割合とする」規程）又は第69条第3項（市町村の徴収権が時効で消滅した保険料未納期間がある要介護者については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げるとする規程）の規程の適用により保険 	<p>平11厚令37第1 97条第1項</p>	<p>※サービス提供票、別表 ・領収証控</p>	

給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合としているか。

(2) 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。

{法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した場合}

- ・10割相当額の支払いを受けているか。
- ・上記(1)の利用料の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による差額を設けていないか。
- ・保険給付の対象以外のサービス料金はどのように設けられているか。

(介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。)

- ① 利用者に当該事業が指定福祉用具の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ② 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ③ 会計が指定福祉用具貸与の事業所と区分されていること。

(3) 指定福祉用具貸与事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。

- ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- ② 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該

平11厚令37
第197条第2項

平11厚令37
第197条第3項

※重要事項説明書
※運営規程（実施区域の確認）
※領収証控
・車両運行日誌

<p>措置に要する費用</p> <p>(特別な措置の具体例)</p> <p>福祉用具の搬出入にクレーン車を使用する場合の費用</p>			
<p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>平11厚令37 第197条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書 	
<p>(5) 利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。</p> <p>(指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。)</p>	<p>平11老企25第3 の11の3(1)① 平11厚令37第 197条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止に関する記録 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉用具貸与の提供の中止はどのように行っているか。 			
<p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護保険者に対し、厚生省令(施行規則第65条)で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第41条第8項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※領収証控 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者から支払いを受けた際、領収証を交付しているか。 			
<p>(7) 指定福祉用具貸与事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定福祉用具</p>	<p>施行規則第65 条</p>		

	<p>貸与について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用のうち、同条第4項第1号、第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定福祉用具貸与に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定福祉用具貸与に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか</p> <p>①基準により算定した費用の額又は現に要した費用</p> <p>②その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>				※領収証控
14 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>・適切に内容を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	平11厚令37 第205条準用 (第21条)			※サービス提供証明書控 (介護給付費明細書代用可)
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針	<p>(1) 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行なわれているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。</p> <p>・福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性にどのような留意がされているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平11厚令37 第198条第1項	平11厚令37 第198条第2項		※居宅サービス計画書
		平11厚令37 第198条第3項 (法73条1項)			

16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。	平11厚令37 第199条第1号	・ 使用説明書 ・ 相談に関する記録 ・ 同意に関する記録
	・ 貸与の提供は、専門相談員が自ら行っているか。 ・ 個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ているか。		
	(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	平11厚令37 第199条第2号	・ 点検に関する記録
	・ 点検は専門相談員が自ら行っているか		
	(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。	平11厚令37 第199条第3号	
	特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し、安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明しているか。	平11老企25第3 の11の3(3)②	
	・ 用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行っているか。		・ 使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等に関する記録

	<p>(4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っているか。</p> <p>また修理を行った場合は、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。</p> <p>・点検は専門相談員が自ら行っているか</p>	<p>平11厚令37 第199条第4号</p> <p>平11老企25第3 の11の3(3)①</p>	<p>・取扱説明書</p> <p>・福祉用具使用、指導、修理状況に関する記録</p> <p>・点検に関する記録</p>
	<p>(5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じ随時、その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。</p>	<p>平11厚令37 第199条第5号</p> <p>平11老企25第3 の11の3(3)③</p>	<p>・居宅サービス計画書</p>
17 利用者に関する 市町村への通知	<p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第26条)</p>	<p>※市町村に送付した通知に係る記録</p>
18 管理者の責務	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第52条第1項)</p>	<p>・組織図・組織規程</p> <p>※運営規程</p> <p>・職務分担表</p> <p>・業務報告書、業務日誌等</p>

19 運営規程	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>③ 営業日及び営業時間</p> <p>④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 通常の事業の実施地域</p> <p>⑥ その他運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に上記①～⑥が記載されているか。 ・福祉用具選定の援助、納品及び使用方法の指導方法等が記載されているか。 ・利用料は、法定代理受領サービスとそれ以外で記載されているか。 ・交通費等は徴収が認められている費用の額が記載されているか。 ・個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方法（利用期間に暦日による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（基準第204条第2項に規定する目録）が記載されているか。 ・福祉用具の消毒の方法が記載されているか。 	<p>平11厚令37 第205条準用 (第52条第2項)</p> <p>平11厚令37 第200条</p>	<p>※運営規程</p> <p>・指定申請及び変更届（写）</p>
20 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の勤務体制は、定めているか。 	<p>平11厚令37 第205条準用 (第101条第1項)</p>	<p>※就業規則</p> <p>※運営規程</p>

	<p>(2) 指定福祉用具貸与事業所ごとに、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>・勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。</p>	<p>平11老企25 第3の11の3(8) ②イ</p>	<p>・雇用契約書 ※勤務表（原則として月ごと）</p>
	<p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者によって指定福祉用具貸与を提供しているか。 (ただし、利用者にサービスに直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。)</p> <p>直接影響を及ぼさない業務：運搬、回収、修理、消毒等</p> <p>なお、保管又は消毒を第三者に委託した場合は、委託契約の内容において適切な方法により行われることを担保しているか。</p>	<p>平11老企25 第3の11の3(8) ②ロ</p>	<p>・業務委託契約書</p>
<p>21 適切な研修の機 会の確保</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。</p> <p>・研修はどのように受けさせているか。 (福祉用具の種類が多様多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。)</p>	<p>平11厚令37 第201条</p>	<p>・研修受講修了証明書等 ・研修計画・出張命令書 ・研修会資料</p>
<p>22福祉用具の取扱 種目</p>	<p>指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り</p>	<p>平11厚令37 第202条</p>	

<p>23 衛生管理等</p>	<p>多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。</p> <p>{厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種類}</p> <p>平11厚告93、平12老企34の第1</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>・従業員の清潔保持及び健康状態について、どのような管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。</p> <p>なお、消毒は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて、適切な消毒方法により消毒を行っているか。</p> <p>・標準作業書はどのように作成されているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。</p> <p>また、担保するために、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において、次に掲げる事項を文書により取り決めているか。</p> <p>① 当該委託等の範囲</p> <p>② 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき</p>	<p>平11厚令37 第203条第1項</p> <p>平11厚令37 第203条第2項</p> <p>平11老企25第3 の11の3(6)①</p> <p>平11厚令37 第203条第3項</p> <p>平11老企25第3 の11の3(6)②</p>	<p>・ 目録等</p> <p>・ 従業員の健康診断に関する記録</p> <p>・ 消毒及び保管に関する記録</p>
-----------------	--	---	--

	<p>条件</p> <p>③ 受託者等の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨</p> <p>④ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託業務に関し受託者等に対し指示を行いうる旨</p> <p>⑤ 指定福祉用具貸与事業者が当該委託業務に関し改善の必要を命じ、所要の措置を講じるよう④の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨</p> <p>⑥ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>⑦ その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>・委託等により他の事業者に行わせる場合は、契約内容においてどのように担保されているか。</p> <p>・委託契約書に上記①～⑦の事項を文書により取り決めているか。</p>			
	<p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は(3)の③及び⑤の確認の結果の記録を作成しているか。</p> <p>また、④の指示は、文書で行っているか。</p> <p>・福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、その業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>平11老企25 第3の11の3(6) ③、④</p>	<p>・業者との委託契約書</p> <p>・業務規程等</p> <p>・結果に関する記録</p> <p>・指示に関する記録</p>	
	<p>(5) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>・衛生的な管理はどのように努めているか。</p>	<p>平11厚令37 第203条第5項</p>	<p>・確認結果記録</p> <p>・衛生管理に関する記録</p>	
24 掲示及び目録の	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、	平11厚令37		

<p>備え付け</p>	<p>運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか</p> <p>・重要事項を事業所の見えやすい場所に掲示しているか。</p> <p>① 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等掲示物の確認 ② 記載事項は届出や実態と相違していないか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。</p>	<p>第204条第1項</p> <p>平11厚令37 第204条第2項</p>	<p>・実地確認</p> <p>・備え付けの目録等</p>
<p>25 秘密保持等</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>・利用者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第33条第1項)</p> <p>平11厚令37 第205条準用 (第33条第2項)</p> <p>平11厚令37 第205条準用 (第33条第3項)</p>	<p>・就業規則、雇用契約書等</p>

26 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を用いる場合、文書により利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされ、同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 <p>指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤解を与えるような表現、紛らわしい表現が使用されていないか。 ・広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。 	平11厚令37 第205条準用 (第34条)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者（家族）の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等（会議資料等） ・パンフレット、ポスター等 ・広告
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平11厚令37 第205条準用 (第35条)	
28 苦情処理	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を相談する窓口があるか。また、苦情に対して速やかに対応しているか ・苦情処理体制、手続きが定められているか。 	平11厚令37 第205条準用 (第36条第1項) 準用 (平11老企25第3の1の3(23) ①)	<ul style="list-style-type: none"> ※運営規程 ・掲示物 ・説明文書

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に文書を交付して説明を行っているか。また 掲示しているか。 		<p>※苦情に関する記録</p>
<p>(2) 指定福祉用具貸与事業所は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平11厚令37第205条準用(第36条第2項)</p>	
<p>(3) 指定福祉用具貸与事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	<p>準用 (平11老企25第3の1の3(23)②)</p>	
<p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平11厚令37第205条準用(第36条第3項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・市町村が行う調査に協力しているか。 		<p>・指導等に関する記録</p>
<p>(5) 指定福祉用具貸与事業所は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>平11厚令37第205条準用(第36条第4項)</p>	
<p>(6) 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平11厚令37第205条準用(第36条第5項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。 ・国保連が行う調査に協力しているか。 		<p>・指導等に関する記録</p>

	(7) 指定福祉用具貸与事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	平11厚令37 第205条準用 (第36条第6項)	
29 事故発生時の対応	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援県個別指導方事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合、相談する窓口があるか。 ・事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡できる体制、手続きは定められているか。 <p>(予め対応策を定めておくことが望ましい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に文書を交付して説明を行っているか。また、掲示しているか。 <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 <p>(4) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>平11厚令37 第205条準用 (第37条第1項)</p> <p>平11厚令37 第205条準用 (第37条第2項)</p> <p>平11厚令37 第205条準用 (第37条第3項)</p> <p>準用 (平11老企25第3の1の3(24)③)</p>	<p>※運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡マニュアル類 ・説明文書 ・掲示物 ・事故に関する記録 <p>・損害賠償に関する記録</p> <p>・再発防止に関する記録</p>
30 会計の区分	(1) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の	平11厚令37 第205条準用	

31 記録の整備	<p>事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとの経理区分となっているか ・ 福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか <p>(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針に沿った会計処理となっているか 	<p>(第38条)</p> <p>平13老振18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類
	<p>(1) 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ② 基準第203条第4項に規定する結果等の記録 ③ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <p>(「基準第26条」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 <p>(福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の業者に</p>	<p>平11厚令37 第204条の2第1項</p> <p>平11厚令37 第204条の2第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員名簿 ・ 設備台帳 ・ 備品台帳 ・ 会計関係書類 <p>※ 居宅サービス計画書</p> <p>※ サービス提供証明書</p> <p>※ 市町村への通知に係る記録</p> <p>※ 受託業者への確</p>

<p>第5 変更の届出等</p>	<p>行わせる場合の確認事項の文書)</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令（平成11厚令36「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定福祉用具貸与事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令（同上）で定めるところにより10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 ③ 申請者の定款、寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等 ④ 事業所の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所 ⑥ 福祉用具の保管及び消毒方法（委託により他の事業者に行わせる場合は、その事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容） ⑦ 運営規程 ⑧ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ・ 下記廃止等の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 廃止、休止又は再開した年月日 ② 廃止又は休止した場合にあっては、その理由 ③ 廃止又は休止した場合にあっては、現に指定居宅サービスを受けていた者に対する措置 ④ 休止した場合にあっては、休止の予定期間（都道府県を移動する住所地の変更の場合は、移転前 	<p>法第75条</p>	<p>認の結果の記録及び指示書等</p> <ul style="list-style-type: none"> ※届出書類の控 ※定款 ※寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等 ※事業所の平面図 ※運営規程 ・ 職員名簿
------------------	--	--------------	---

	<p>の都道府県への事業廃止届及び移転後の都道府県への新たな指定申請が必要となる。)</p>			
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>		<p>法第41条第4項</p>	<p>※サービス提供票 ・別票</p>	
<p>1 福祉用具貸与費の単位数の算定</p>	<p>指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域区分は適切に算定しているか。 	<p>平12厚告19 別表の11</p>	<p>※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書 「福祉用具貸与サービスコード票」 参照</p>	
<p>2 搬出入に要する費用の取扱い</p>	<p>搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価していないか。（ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（平12厚告24）に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支えない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入に要する費用を個別に評価していないか。 ・特別地域加算は100/100で算定しているか。 <p>(1)交通費の算出方法について</p> <p>「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一</p>	<p>平12厚告19 別表の11の注1</p>	<p>※サービス提供票 ・別票 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書</p>	
		<p>平12老企36 第二の9(1)①</p>	<p>※サービス提供票 ・別票 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※サービス提供証</p>	

	<p>利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> <p>(2) 交通費の価格体系の設定等について指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。</p> <p>なお、指定福祉用具貸与事業者は運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p> <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防福祉用具貸与事業所が、複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>(注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算)</p> <p>中山間地域等に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する福祉用具貸与事業所であって、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該福祉用具に係る福祉用具</p>	<p>平12老企36 第二の9(1)②</p> <p>平12老企36 第二の9(1)③</p> <p>平12厚告19 別表の11の注2</p>	<p>明書 「福祉用具貸与サービスコード票」 参照</p>
<p>3 中山間地域等における小規模事業所加算</p>			

貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。

・中山間地域等

(平21厚告83第一号)

・小規模事業所

福祉用具貸与の場合は、実利用者が15人以下／月の事業所をいう。

平12厚告26第二十一号

(1) 交通費の算出方法について

「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

平12老企36第二の9(1)①

(2) 交通費の価格体系の設定等について指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。

平12老企36第二の9(1)②

なお、指定福祉用具貸与事業者は運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

(3) 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を限度として加算できる。この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分

平12老企36第二の9(1)④

<p>4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p>	<p>して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>(注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算)</p> <p>中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて、福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>・ 中山間地域等 (平21厚告示83第二号)</p> <p>(1) 交通費の算出方法について</p> <p>「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> <p>(2) 交通費の価格体系の設定等について指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体制を設定し、運営規程に記載しておくものとする。</p> <p>なお、指定福祉用具貸与事業者は運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を</p>	<p>平12厚告19 別表の11の注3</p> <p>平12老企36 第二の9(1)①</p> <p>平12老企36 第二の9(1)②</p>	
---------------------------------	---	---	--

<p>5 要介護1の者について</p>	<p>証明できる書類（領収証等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p> <p>(3) 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を限度として加算できる。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>(注 交通費は往復の運搬費及び調整を行う専門相談員1名の往復交通費の合算)</p> <p>要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与（平11厚告93）に係る福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費を算定しない。</p> <p>要介護1の者に対する福祉用具貸与費については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、現行の「福祉用具の選定の判断基準」を踏まえつつ、その状態像からみて利用が想定しにくい次の品目については一定の例外となる者を除き、保険給付の対象としない。</p> <p>①特殊寝台（付属品を含む） ②車いす（付属品を含む） ③床ずれ防止用具及び体位変換器 ④認知症老人徘徊感知器 ⑤移動用リフト（つり具部分を除く。）</p> <p>ただし、厚生労働大臣が定める者に対する場合はこの限りでない。</p> <p>※例外となる者の例 （特殊寝台の場合）</p>	<p>平12老企36 第二の9(1)⑤</p> <p>平12厚告19 別表の11の注4</p> <p>平12老企36 第二の9(2)</p> <p>平12厚告23 第二十一号イ</p>	
---------------------	---	--	--

<p>6 サービス種類相互の算定関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的に起きあがり困難な者 ・ 日常的に寝返りが困難な者 <p>利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設をを受けている間に福祉用具貸与費を算定していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施策との調整は適切に行われているか。 <p>① 障害者自立支援法の補装具と福祉用具貸与の福祉用具車いす、歩行器、歩行補助つえは共通の品目なので、障害者である在宅の要介護者等についても福祉用具貸与として給付される。</p> <p>ただし、標準的な既製品からの選択となるため、医師等により身体状況への個別の対応が必要と判断される場合には、補装具として給付されることがある。</p> <p>② 日常生活用具給付等事業と福祉用具・特定福祉用具福祉用具貸与、福祉用具購入費の対象となる日常生活用具給付等事業の品目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助具、便器、簡易浴槽）については、障害者である在宅の要介護者等に対しても介護保険で給付される。介護保険の対象となっていない品目についても、引き続き日常生活用具給付等事業として給付等が行われる。</p>	<p>平12厚告19 別表の11注5</p> <p>平12社援18 第一の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※サービス提供票 ・ 別票 ※介護給付管理表 ※介護給付費請求書 ※介護給付費明細書 ※サービス提供証明書 「福祉用具貸与サービスコード票」参照 	
------------------------	---	--	--	--